

令和3年1月14日

障害児通所支援事業所 各位

碧南市福祉こども部福祉課長

緊急事態宣言発令による新型コロナウイルス感染症対策に係る障害児通所支援の対応について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、令和3年1月13日に愛知県の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、本市の取扱いについては下記のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 代替的なサービスの提供について

障害児通所支援における代替的なサービスの提供につきまして、令和3年1月14日から適用が可能であるものといたします。

ただし、代替的なサービスとして在宅におけるサービス提供を行う場合は、サービスの質の向上及び提供状況の把握のため、在宅サービス提供状況報告書を作成し、翌月10日までに下記担当までご提出ください。なお、総括表につきましてサービス種別欄を設けましたので、令和3年1月分以降につきましてはサービス種別を記入のうえご提出ください。

2 その他

本市で支給決定をしている利用者で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、速やかに下記担当までご一報ください。また、国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

【担当：問合せ先】 碧南市福祉こども部福祉課社会福祉係

電 話 0566-95-9884（直通）

FAX 0566-48-2940

Eメール fukusika@city.hekinan.lg.jp

在宅サービス提供状況報告書

(総括票)

報告者	法人名	
	事業所名	
	事業所番号	
サービス種別		
サービス提供月	年	月分
合計サービス提供実人数	名	
合計サービス提供延日数	日	

在宅サービス提供状況報告書

(個人票)

児童氏名			受給者証番号	
サービス提供日 (連絡時間)	年	月	日	時 分 ~ 時 分
体調・健康等の様子	(体温： 度 分)			
体調・健康面以外の本児の様子				
療育支援の内容				
保護者等からの相談対応	保護者からの相談内容		事業所からの助言等	

《留意事項》

- ①在宅支援としてサービス提供を行う場合は、サービス提供日ごとに電話連絡等により、上記項目等を聞取り、支援を行うこと。
- ②サービスの提供にあたっては、各個別支援計画等に記載された支援方針に基づき、在宅においても提供可能な内容を実施するとともに、通常に通所によるサービス提供が再開された際に円滑な提供再開が図れるよう、サービス提供内容を配慮すること。
- ③サービスの提供及びその方針等の決定にあたっては、各児童の保護者等に事前に説明し、理解をいただくよう配慮するとともに、担当相談支援専門員に連絡すること。
- ④当報告書は、毎月事業所ごとにとりまとめ、翌月10日までに市に提出すること。
- ⑤上記項目を満たす内容であれば、任意様式も可とする。